

# 需給調整市場三次調整力①の 取引規程等に関する 意見募集の結果について

2020年11月26日

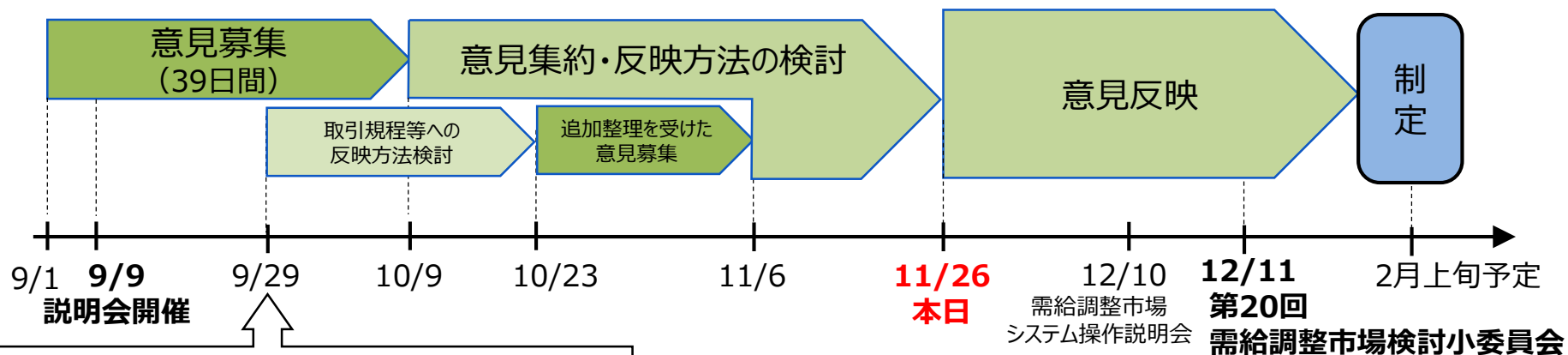
北海道電力ネットワーク株式会社  
東北電力ネットワーク株式会社  
東京電力パワーグリッド株式会社

中部電力パワーグリッド株式会社  
北陸電力送配電株式会社  
関西電力送配電株式会社

中国電力ネットワーク株式会社  
四国電力送配電株式会社  
九州電力送配電株式会社

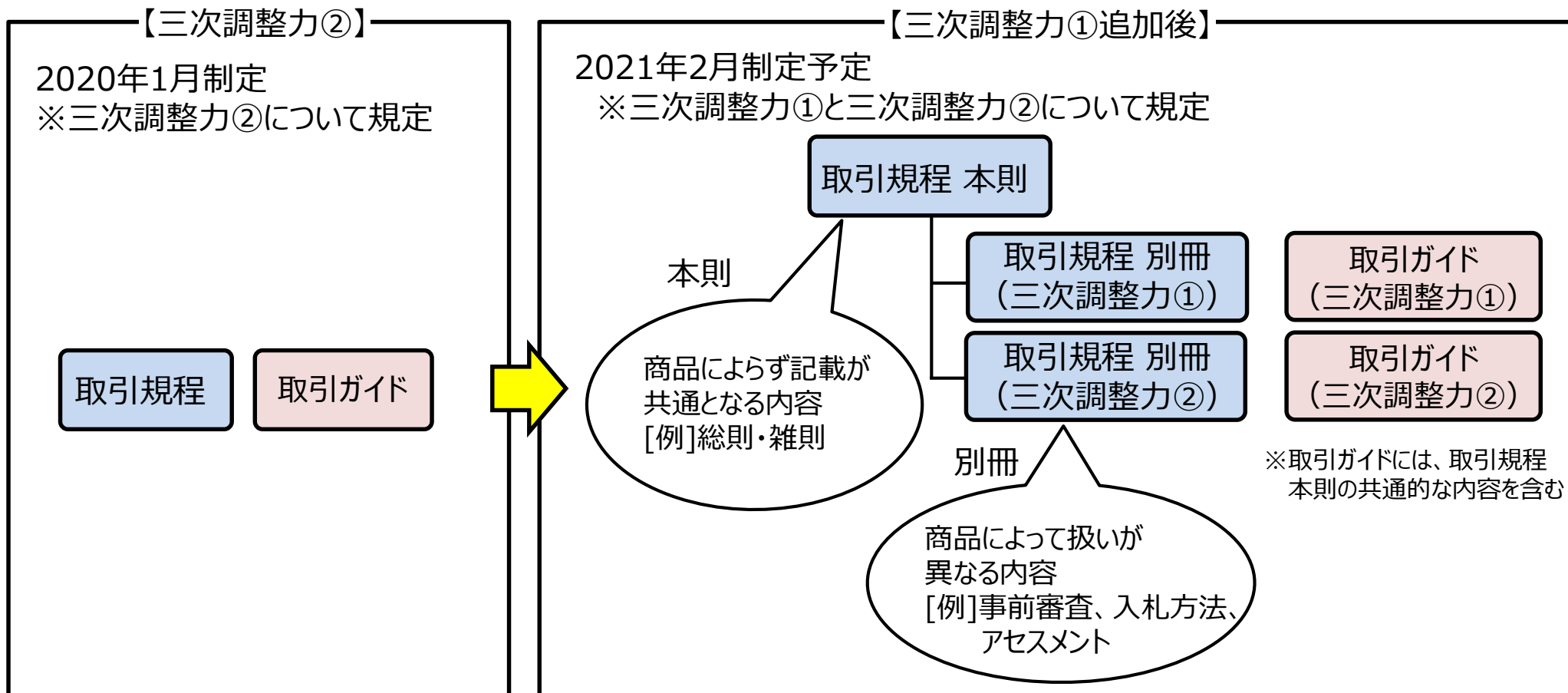
- 第17回需給調整市場検討小委員会（2020年6月12日）にて、2022年より需給調整市場で取引される三次調整力①については、広域機関における市場設計に関する検討を一旦完了し、市場運営者である一般送配電事業者にて市場開設に向けた準備を進めることとなった。これを受けて一般送配電事業者では、三次調整力①の取引規程を策定し、9月9日には参入事業者向け説明会をオンライン開催するとともに、参入予定事業者から広く意見を募集した。
- また、第19回需給調整市場検討小委員会（2020年9月29日）にて、追加整理されたことを受け、この内容も取引規程に反映し、改めて意見を募集した。（10月23日～11月6日）
- 意見募集の結果および意見を踏まえ取引規程に反映すべき事項等について整理したため、報告する。

## 【スケジュール】



**第19回需給調整市場検討小委員会 資料3**  
 需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせ  
 およびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）

- 三次調整力①の取引規程・取引ガイドを追加するにあたり、構成方針は以下の通り。
  - ・取引規程：商品によらない共通的な内容と商品によって扱いが異なる内容を分けて記載することで可能な限り重複を避けた簡潔な文面とするため、本則と商品ごとの別冊の構成とする
  - ・取引ガイド：それぞれの商品に関する留意点を一連で確認できるよう、商品ごとの構成とする



## 2 三次調整力①の取引規程の追加策定に伴う変更箇所(1)

取引規程本則	取引規程別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）
<b>第1章 総則</b>		
第1条(目的)		
第2条(定義)		
第3条(休業日・営業日および営業時間)		
<b>第2章 取引共通</b>		
第4条(取引会員資格)		
第5条(資産上の要件)		
第6条(欠格事由)		
第7条(加入手続)		
第8条(審査手続および取引会員資格の取得)		
第9条(任意脱退)		
第10条(当然脱退)		
第11条(脱退の効果)		
第12条(取引資格)		
第13条(リソース等が満たすべき要件)		
第14条(電力制御セキュリティの確認)		
第15条(システム売買方式による取引等)		
第16条(禁止行為)		
第17条(需給調整市場システムへのデータ登録)		
第18条(調整電力量料金に適用する単価の登録)		
第19条(需要家リスト・パターンの登録)		
第20条(規程類の遵守)		
<b>第3章 事前審査</b>	<b>第3章 事前審査</b>	<b>第3章 事前審査</b>
第21条(性能確認)	第21条(性能確認)	第21条(性能確認)
第22条(確認項目)	第22条(確認項目)	第22条(確認項目)
第23条(性能データに関わる提出資料)	第23条(性能データに関わる提出資料)	第23条(性能データに関わる提出資料)
第24条(実働試験の実施方法)	第24条(実働試験の実施方法)	第24条(実働試験の実施方法)
<b>第4章 取引の実施</b>	<b>第4章 取引の実施</b>	<b>第4章 取引の実施</b>
第25条(取引)	第25条(取引)	第25条(取引)
第26条(取引対象のΔkW)	第26条(取引対象のΔkW)	第26条(取引対象のΔkW)
第27条(取引の実施方法)	第27条(取引の実施方法)	第27条(取引の実施方法)
第28条(実施日)	第28条(実施日)	第28条(実施日)
第29条(ΔkWの入札単位)	第29条(ΔkWの入札単位)	第29条(ΔkWの入札単位)
第30条(入札受付時間)	第30条(入札受付時間)	第30条(入札受付時間)
<b>第5章 入札</b>	<b>第5章 入札</b>	<b>第5章 入札</b>
第31条(入札方法等)	第31条(入札方法等)	第31条(入札方法等)

赤字部分が三次調整力①の取引規程の追加策定に伴う意見募集の対象  
 ※ 本則と別冊（三次調整力②）は、対象の条のうち変更点の箇所

## 2 三次調整力①の取引規程の追加策定に伴う変更箇所(2)

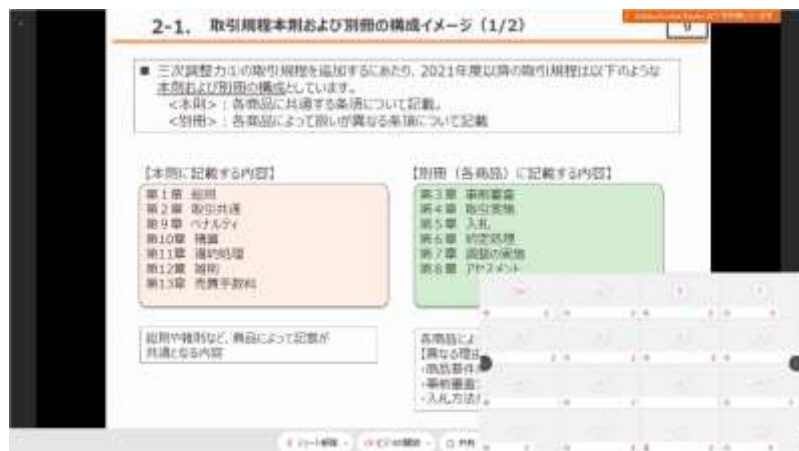
取引規程本則	取引規程別冊（三次調整力②）	取引規程別冊（三次調整力①）
<b>第6章 約定処理</b>	<b>第6章 約定処理</b>	<b>第6章 約定処理</b>
第32条(約定)	第32条(約定)	第32条(約定)
第33条(約定の通知)	第33条(約定の通知)	第33条(約定の通知)
第34条(計画等の提出)	第34条(計画等の提出)	第34条(計画等の提出)
<b>第7章 調整の実施</b>	<b>第7章 調整の実施</b>	<b>第7章 調整の実施</b>
第35条(調整の実施の原則)	第35条(調整の実施の原則)	第35条(調整の実施の原則)
第36条(約定した発電機または需要家リスト・パターンの差替え)	第36条(約定した発電機または需要家リスト・パターンの差替え)	第36条(約定した発電機または需要家リスト・パターンの差替え)
第37条(発電機または需要家リスト・パターンにおけるトラブル対応)	第37条(発電機または需要家リスト・パターンにおけるトラブル対応)	第37条(発電機または需要家リスト・パターンにおけるトラブル対応)
第38条(ΔkWの供出協力)	第38条(ΔkWの供出協力)	第38条(ΔkWの供出協力)
<b>第8章 アセスメント</b>	<b>第8章 アセスメント</b>	<b>第8章 アセスメント</b>
第39条(アセスメント)	第39条(アセスメント)	第39条(アセスメント)
<b>第9章 ペナルティ</b>		
第40条(ペナルティ)		
第41条(アセスメント要件不適合時の対応)		
<b>第10章 精算</b>		
第42条(電力量の計量)		
第43条(調整電力量の算定)		
第44条(料金の算定期間)		
第45条(決済の対象)		
第46条(支払義務の発生)		
第47条(事業税相当額)		
第48条(消費税等相当額)		
第49条(単位および端数処理)		
第50条(料金等の授受)		
<b>第11章 違約処理</b>		
第51条(違約処理)		
第52条(取引停止)		
第53条(違約者の入札の扱い)		
<b>第12章 雑則</b>		
第54条(知的財産権の取扱い)		
第55条(取引情報の機密保持)		
第56条(揭示事項)		
第57条(市況の報告)		
第58条(システム障害の特例措置)		
第59条(市場運営者の免責)		
第60条(臨機の処置)		
第61条(言語)		
第62条(改定)		
第63条(反社会的勢力の排除)		
<b>第13章 売買手数料</b>		
第64条(売買手数料)		

赤字部分が三次調整力①の取引規程の追加策定に伴う意見募集の対象  
 ※ 本則と別冊（三次調整力②）は、対象の条のうち変更点の箇所

## 【オンライン説明会の概要（実績）】

- 開催日時 2020年9月9日（水）13:30～15:20
- 説明内容 需給調整市場の取引規程等に関する説明
  1. 三次調整力① 取引規程
    - ・市場の概要
    - ・取引規程本則および別冊の構成
    - ・市場参入要件
    - ・具体的な方法と注意事項
  2. 需給調整市場に関する受付窓口の設置
  3. 需給調整市場システム運用開始までのスケジュール等
  4. ご質問等への回答（早期提出された7問に回答）
- 参加者 44事業者（179名）

## 説明会の様子



#### 【追加意見募集の概要】

第19回需給調整市場検討小委員会（2020年9月29日）で整理された事項を、取引規程に反映し、改めて意見を募集した。

- 期間 2020年10月23日～11月6日（15日間）
- 対象 取引規程（本則、別冊(三次調整力①)、別冊(三次調整力②)）変更箇所
  1. 余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合
  2. DSRが専用線を用いて参入する場合
  3. 発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合

#### 事業者からの問い合わせ事項（通信線等）について

5

- 需給調整市場への参入を検討している事業者から、電源Ⅱ契約（余力活用契約）を締結しない状態で需給調整市場へ参入可能か、あるいは、DSRは専用線での接続が可能かといった、指令信号の送受信に用いる通信線（専用線および簡易指令システム）の仕様に関するものや、余力活用契約の締結要否等について、問い合わせを受けている。問い合わせ内容は以下の通り。

##### <問い合わせ内容>

- ✓ 余力活用契約（電源Ⅱ契約）を締結していない発電機が専用線を用いて市場へ参入することは可能か
- ✓ DSRが専用線を用いて市場へ参入することは可能か
- ✓ 発電機が簡易指令システムを用いて参入することは可能か
- ✓ DSRが簡易指令システムを用いて参入する場合、同時に余力活用契約を締結することは可能か

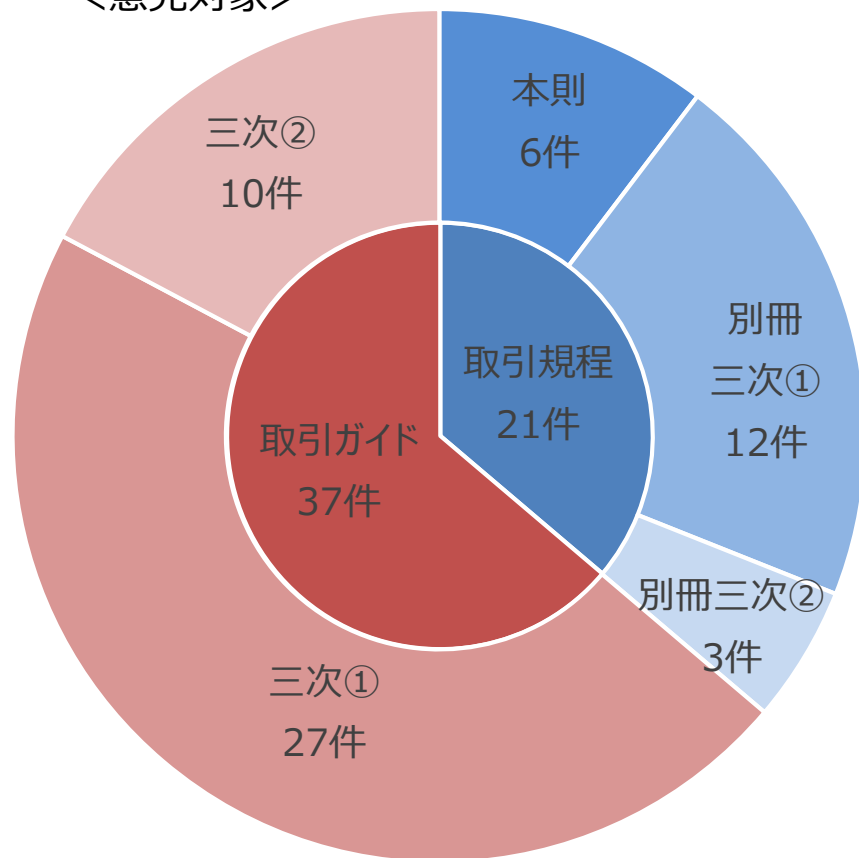
第19回需給調整市場  
検討小委員会  
(2020年9月29日)  
資料3より抜粋

いずれも可能

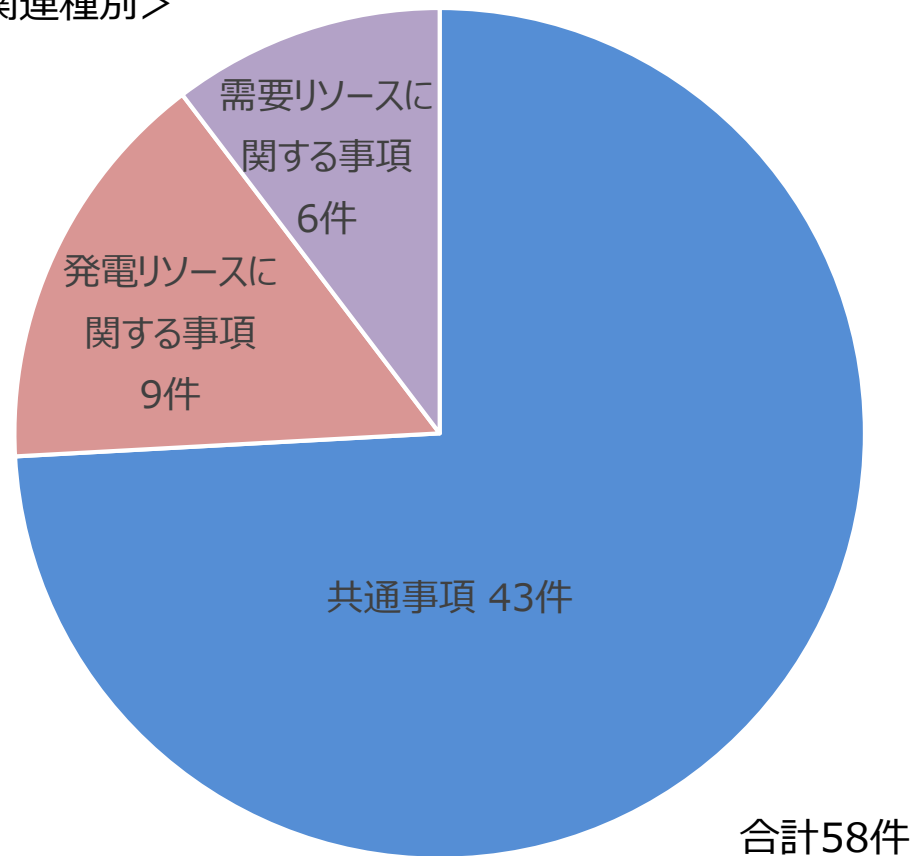
## 4 意見募集結果（概要）

- 期 間 : 2020年9月1日～10月9日（39日間）、10月23日～11月6日（15日間）
- 対 象 : 取引規程（本則、別冊(三次調整力①)、別冊(三次調整力②)）、取引ガイド
- 実施方法 : ホームページにて意見を募集し、専用意見提出フォーマットにて意見を受領
- 件 数 : 58件（7事業者） <56件（7事業者） + 追加整理 2件（2事業者）>

<意見対象>



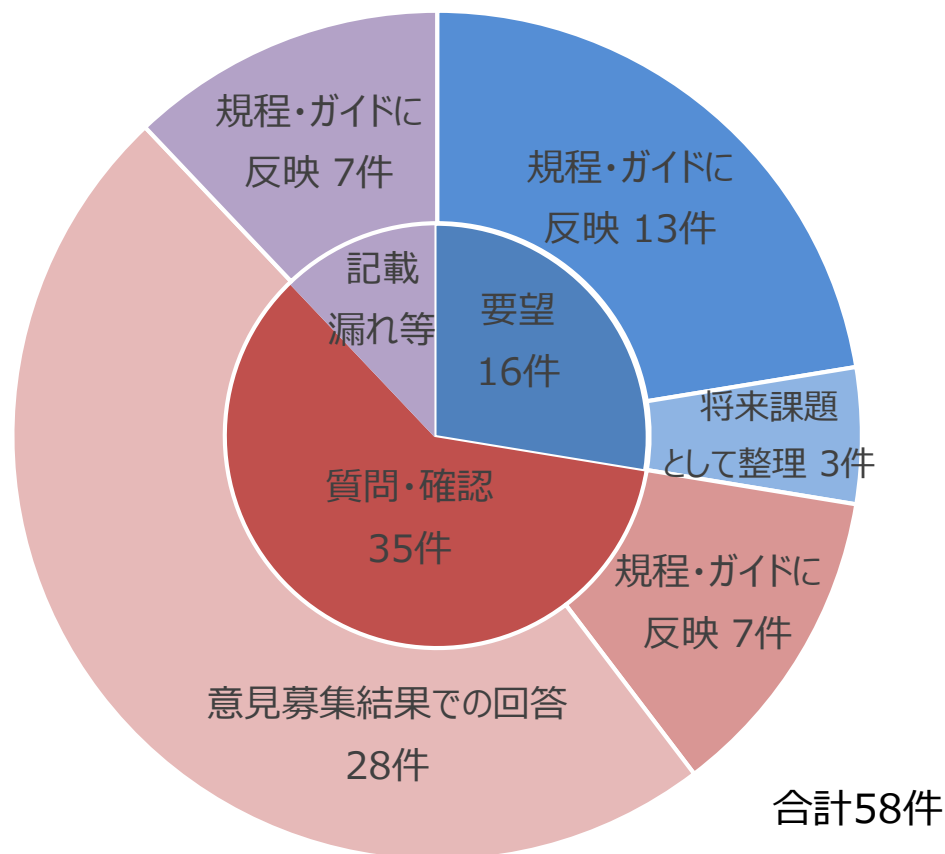
<関連種別>





貴重なご意見を多数いただき、ありがとうございました。ご意見への対応方針は以下の通りです。

- 提出意見を分類したところ、「要望」16件、「質問・確認」35件、取引規程等への「記載漏れ等」7件であった。
- 「要望」については、これまでに整理された制度設計の趣旨に適合し、運用上の支障も想定されないものは、意見を踏まえて取引規程等に反映する。それ以外については、反映できない理由を付して回答を公表する。
- 「質問・確認」、取引規程等への「記載漏れ等」については、取引規程等の記載をわかりやすく改善するなど、必要な修正を行った上で回答を公表することによって、理解促進を得る。



意見58件のすべてに対して、送配電網協議会内のホームページ上に回答を公表する。

<https://www.tdgc.jp/jukyuchoseishijo/outline/business.html>

## 6 「要望」への対応(1)

- 「要望」16件について内容を確認のうえ、9項目に大別。それぞれの対応案は以下の通りである。
- 運用方法に変更があるなど、周知が必要な3項目について、12スライド以降で紹介する。

No	要望	対応案	反映可否
1	三次②の入札時に、三次①の約定結果を加味して、供出できない量が入札できないようシステムチェックを設けてほしい。 (三次①1件、三次②1件、1事業者)	システムチェックの実装が可能のため、需給調整市場システムに入札時のチェック機能を設ける。(12スライド)	●
2	託送用の計量器の異常だけでなく、取引会員が用いる計量器の異常による不整合についても供出電力の再算定を実施してほしい。 (三次①2件、三次②2件、1事業者)	取引会員が用いる計量器の異常にもとづく不整合も、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合に供出電力の再算定を行うよう取引規程を変更する。不正防止のため、計量器の異常を証する書類の提出を求める場合がある。(13スライド)	●
3	需要家リスト・パターンごとに、基準値の設定方法を直前計測型・事前予測型から選択できるようにしたい。 (三次①1件、1事業者)	システム構成上、需要家リスト・パターンごとに基準値の設定方法を選択できないため、1事業者ごとに2つの系統コードを付与し、事前予測型と直前計測型の基準値設定方法を用いた需要家リスト・パターンを同時に運用可能とする(ただし2つの系統コード間で重複した需要リソースは登録不可)。また1つの系統コードに登録できるパターン数を最大10から最大20パターンに拡大する。(14スライド)	● 別案で 対応
4	計量器の計測誤差や異常等を認めない場合の取扱いについて明記してほしい。 (三次①1件、三次②1件、1事業者)	取引会員から提出される計測値との乖離が、実績電力量の10%程度以内であることを確認し、仮に提出データの妥当性が確認できなかった場合は、アセスメント不適合とする等の措置を実施することを、取引規程、取引ガイドに明記する。	●
5	全量約定されなかった場合も通知してほしい。または約定処理完了を通知してほしい。(三次①1件)	約定処理の完了は、需給調整市場システムで全ての取引会員に通知する予定。	●

No	要望	対応案	反映可否
6	<p>アセスメント I の約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分に関する控除ΔkW約定量の考え方を取引ガイドに記載してほしい。(三次①1件、三次②1件、1事業者)</p>	<p>ΔkW約定単価が同一の場合は、既に評価を行った約定分のみ控除ΔkW約定量としてアセスメント I の供出可能量の式から差し引く。どちらが不適合でもペナルティ料金としては同等の金額になる。取引ガイドにこの内容を反映する。</p>	●
7	<p>大規模電源脱落などでGF影響を除くことができなかった場合、取引会員の申出により協議を行うとあるが、取引会員が周波数変動等を把握することは困難であることから、一般送配電事業者にて判定をお願いしたい。(三次①2件、2事業者)</p>	<p>GF運転機能をもつリソースについて、第18回需給調整市場検討小委員会 資料2で整理された手法を用い、GF成分の除去を系統的に行うが、大規模電源脱落時等の場合、GF運転機能による応動を除去できないこともある。このときに、GF機能によるリソースの応動が適切であることを取引会員で確認いただく必要があるため、取引会員での申出を必要とする。</p>	▲ 将来 課題
8	<p>入力支援ツールで作成したデータをzip圧縮したもので登録したい。(三次①1件、1事業者)</p>	<p>先にご案内のとおり、2021年3月31日の取引開始に向けて開発中の需給調整市場システムでは、xml形式での登録としており、zip圧縮したファイルでの登録には対応していない。今後に向けては意見も踏まえ、必要性等を勘案しつつ、運用開始後のシステム改修の実施について検討する。</p>	▲ 将来 課題
9	<p>発電リソースに対し、「約定した商品ブロックの1時間前から当該約定した商品ブロック終了時刻に亘る1分発電計画電力」を提出させる規定となっているが、発電リソースは、発電計画に整合した基準値を提出することになっているため、約定した商品ブロックの1時間前の1分発電計画電力は不要としたい。(三次①1件、1事業者)</p>	<p>簡易指令システムにて指令を行う発電機は、需要リソースと同様に指令がない時間帯に、事前に調整力を適切に供出できることを確認するため、約定ブロックの1時間前から1分発電計画電力を提出することを求めている。広域機関に提出される発電計画を用いて計画通りの応動を確認することで、約定ブロック1時間前からの提出は不要とし、約定ブロック3時間の提出とする。</p>	●

## 【要望】

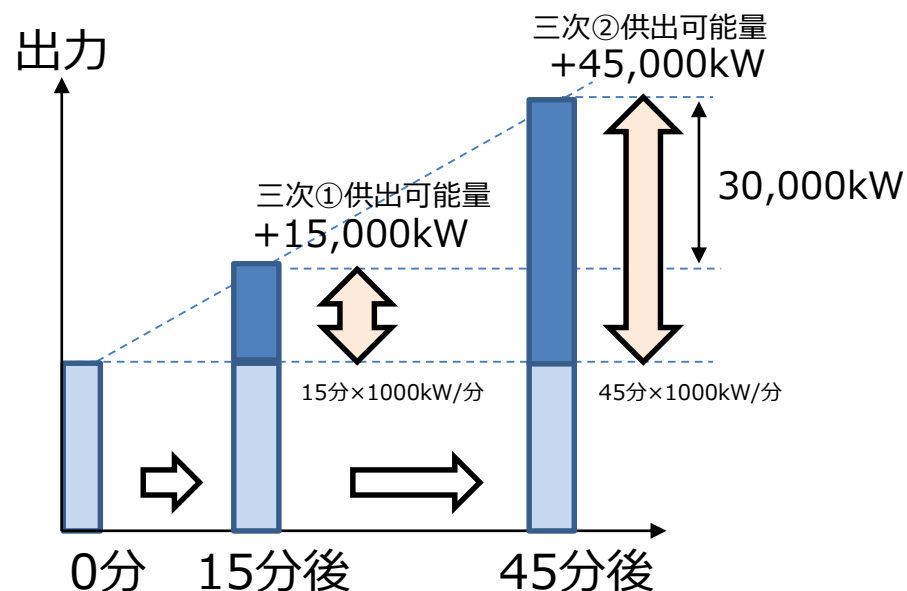
三次②の入札時に、三次①の約定結果を加味して、供出できない量が入札できないようシステムチェックを設けてほしい。（エラーをだすなど、システム化してほしい）

## 【対応案】

アセスメント不適合の未然防止の支援機能として、三次①市場で約定した電源等を三次②市場でも入札する場合、需給調整市場システムには三次①約定量を差し引いた供出可能量以内での入札のみ登録可能とする。システムチェック機能の実装が可能のため、各リソースの入札に関して、チェック機能を設ける。

### 三次②売入札量の総和 ≤ 三次②供出可能量 - 三次①約定量の総和

【1000kW/分で出力上昇可能な発電リソースの例】



左図のような発電リソースで、先に三次①として15,000kWを約定している場合は、前日市場では三次②として30,000kWまでしか入札できないようシステムチェックを設ける。  
(30,000kWを超える入札はエラーとなる)

補足：45分で応動可能な三次②供出可能量は、15分で応動可能な三次①供出可能量以上として需給調整市場システムに登録する必要がある（システムチェックあり）

### 【要望】

アセスメントⅡを行うための供出電力と託送供給用の電力量に不整合があった場合について、託送用の計量器の異常だけでなく、取引会員が用いる計量器の異常による不整合についても供出電力の再算定を実施してほしい。

### 【対応案】

取引会員が用いる計量器の異常にもとづく不整合についても、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合に供出電力の再算定を行うよう取引規程を変更する。なお、実績データの送信漏れや通信異常時の補完漏れにもとづく不整合等について、取引会員の用いる計量器の異常であるとの申出に対して、計量器の異常を証する書類の提出（メーカーによる修理関連書類等）を求める場合がある。

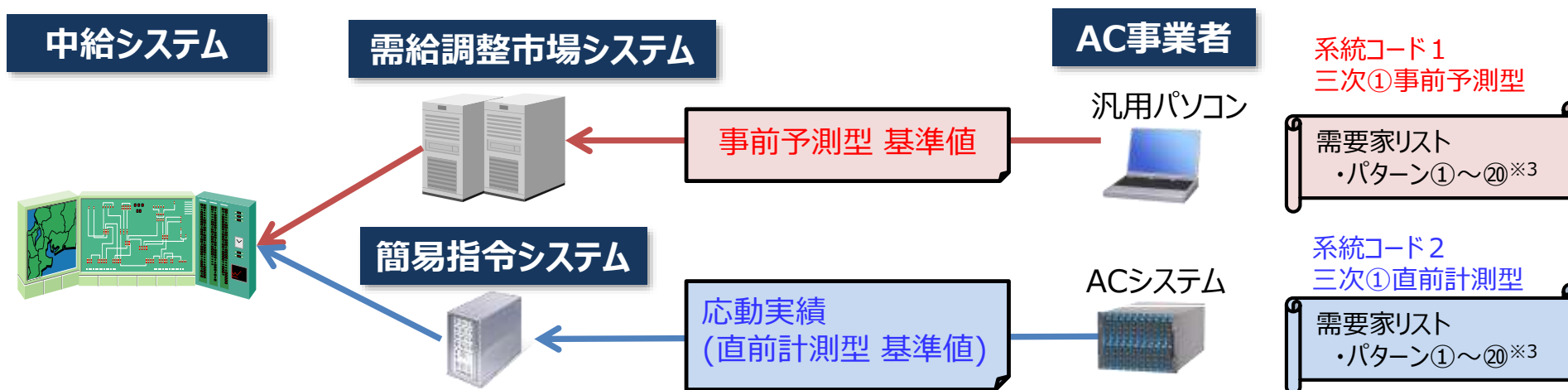
## 【要望】

需要家リスト・パターンごとに、基準値の設定方法を直前計測型・事前予測型から選択できるようにしたい。

## 【対応案】

現時点では、事前予測型と直前計測型に関するデータを系統コードごとに受信するシステム構成としていることから、同一の系統コードとなる需要家リスト・パターンごとに、基準値の設定方法を個別に設定できない。ただし、できる限り柔軟な運用ができるよう、1事業者ごとに2つの系統コードを使用し、事前予測型と直前計測型のパターンを分けて運用できるようにする※1,2。

需要家リスト・パターンごとの基準値の設定については、今後の利用状況やニーズに応じて必要な改修を検討する。



※1 事業者に2つの系統コードを付与することによる、追加の費用負担はない

※2 アセスメントや精算等が行えないため、異なる系統コード間で需要リソースを重複して登録はできない

※3 需要家リスト・パターンの柔軟な運用に向けて一般送配電事業者のシステム対応や業務対応が可能であることから、登録できるパターン数を、系統コードごとに最大10パターンから最大20パターンまで登録できるように変更する。

(2021年度から取引を開始する三次②も同様)

○「質問・確認」35件、取引規程等への「記載漏れ等」7件のうち、取引規程本則、別冊(三次調整力①)、別冊(三次調整力②)、取引ガイドに内容を反映する項目は、簡易な補足などを除くと、以下の3項目である。

No	主な質問・確認	対応案
1	簡易指令システムにおいて、三次①と三次②を連続して約定した場合の指令方法を確認したい。	同一リソースで、三次①と三次②の約定ブロックが連続した場合についても、三次①は約定ブロックの15分前、三次②は約定ブロックの45分前までに指令する。(16スライド)
2	三次①と三次②を連続して約定した場合のアセスメントⅡの許容範囲を確認したい。	同一リソースで、三次①と三次②の約定ブロックが連続した場合についても、指令に追従している応動時間に対して、変更前指令量と変更後指令量から許容範囲を設定する。(17スライド)
3	余力の範囲に指令を受けた場合でも、アセスメントⅡの対象となる条件について確認したい。	余力の範囲に対して指令した場合のアセスメントⅡの方法・許容範囲を取引ガイドで明確化する。(18スライド)

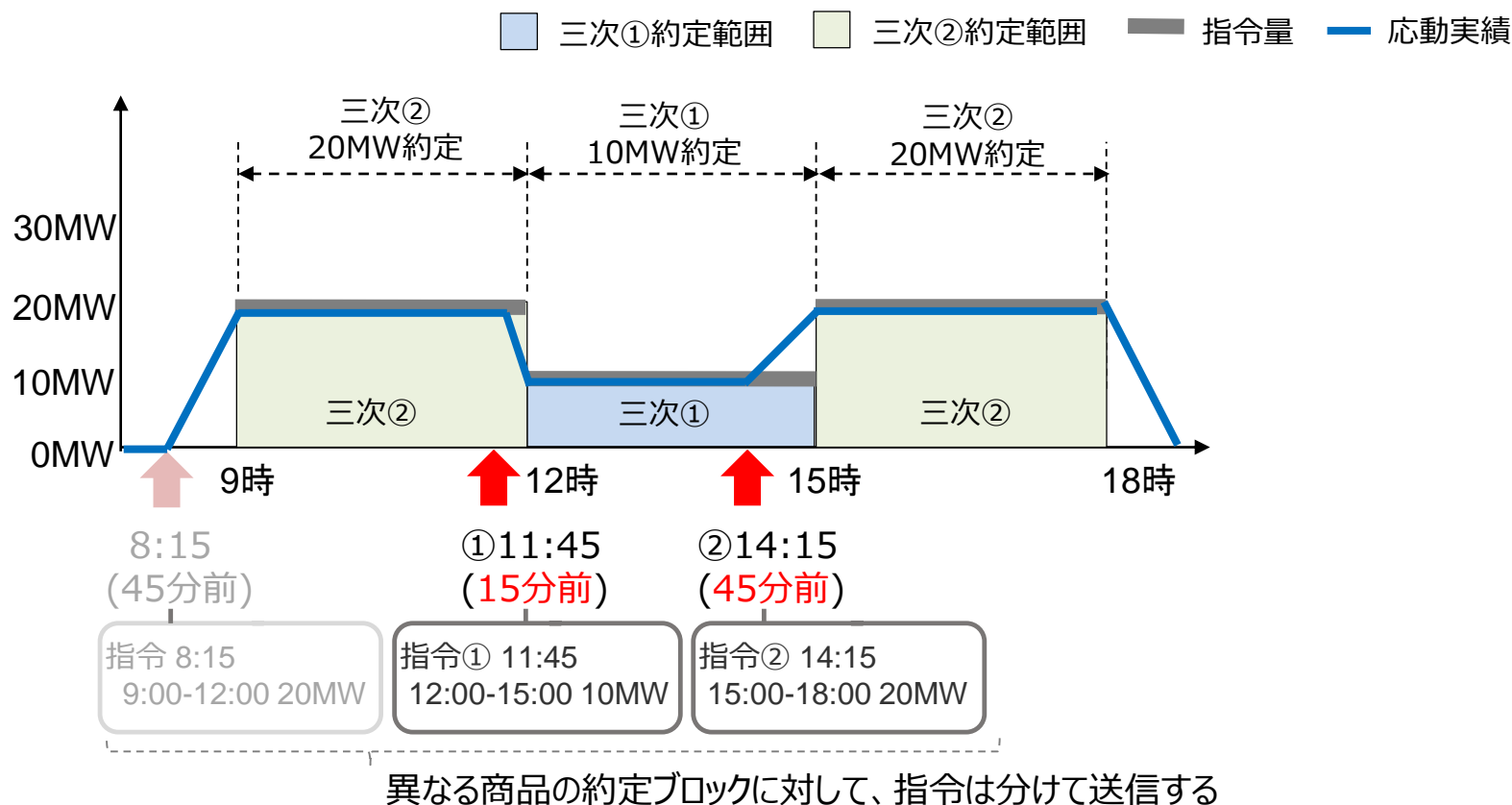
## 【質問・確認】

簡易指令システムにおいて、三次①と三次②を連続して約定した場合の指令方法を確認したい。

## 【対応案】

同一の商品区分で連続して約定した場合と同様の指令方法とするため、三次①と三次②で連続して約定し、商品区分を跨ぐ場合は、三次①は約定ブロックの15分前、三次②は約定ブロックの45分前までにそれぞれ指令する。

## 【指令方法の例】





### 【質問・確認】

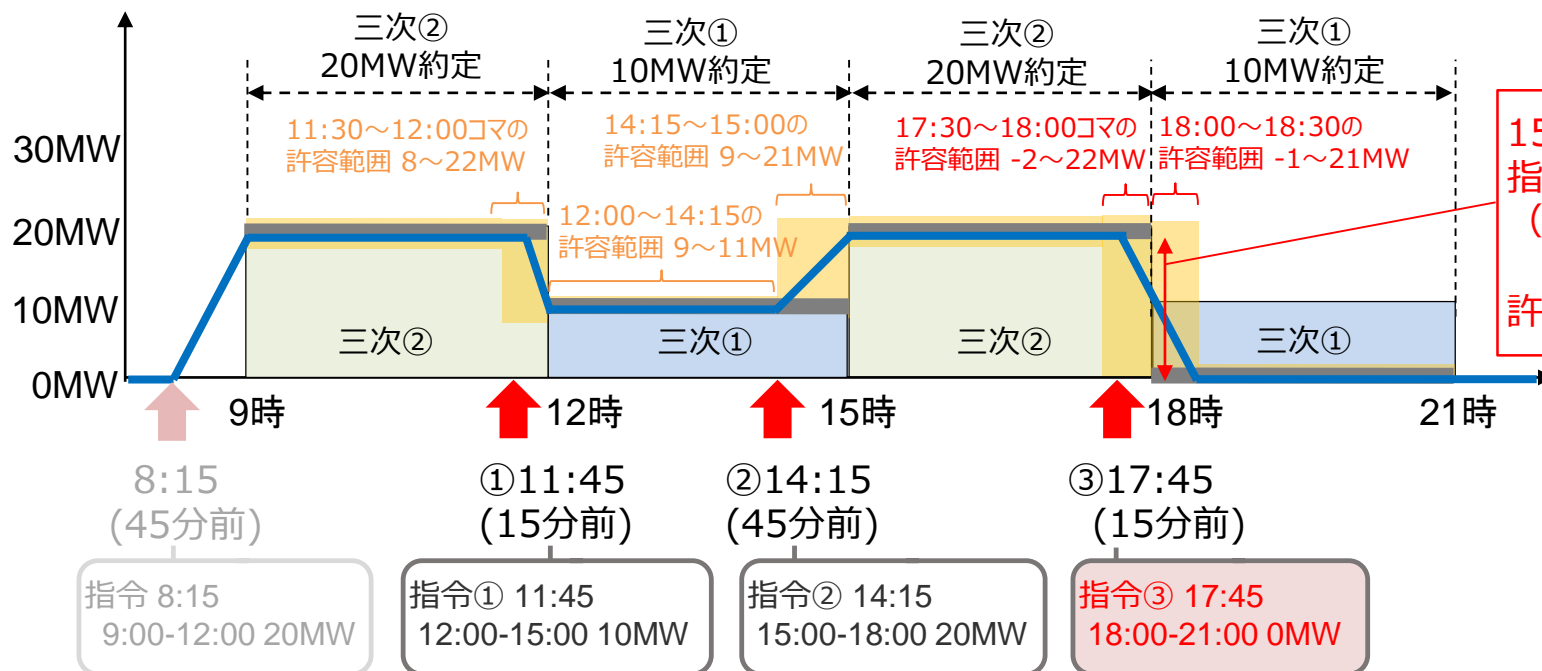
三次①と三次②を連続して約定した場合のアセスメントⅡの許容範囲を確認したい。

### 【対応案】

同一の商品区分で連続して約定した場合と同様の許容範囲とするため、三次①と三次②の約定ブロックが連続した場合についても、指令に追従している応動時間に対して、変更前指令量と変更後指令量から許容範囲を設定する。ただし、三次②→三次①の順で連続して約定した場合、三次①約定量を超える指令量変化を指令したときの応動時間は45分間とする。

### 【許容範囲の例】

アセスメントⅡ許容範囲
  三次①約定範囲
  三次②約定範囲
  指令量
  応動実績



15分で応動できない  
指令量変化を指令した場合  
(三次①ΔkW約定量を超  
える指令量変化)  
許容範囲を45分間とする

## 【質問・確認】

余力の範囲に指令を受けた場合でも、アセスメントⅡの対象となる条件について確認したい。

## 【対応案】

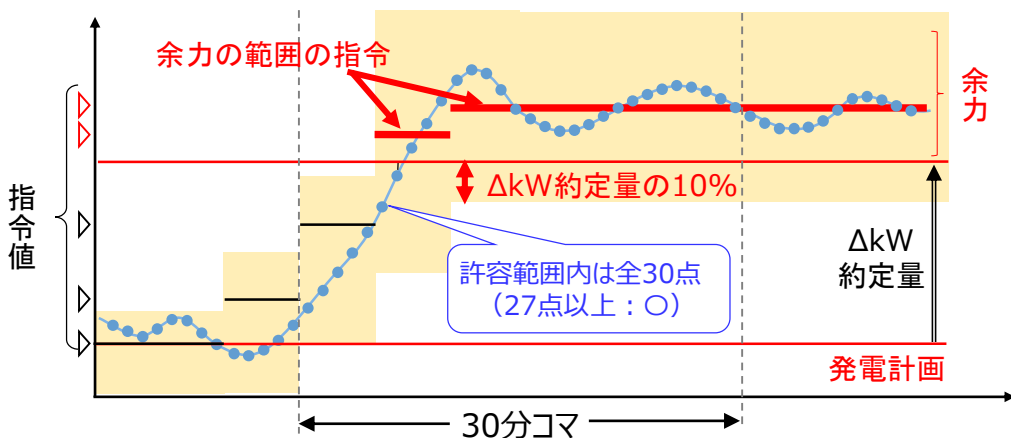
第17回需給調整市場検討小委員会（2020年6月12日）での意見をふまえ、三次①および三次②について、アセスメントⅡの対象となる条件を見直す。見直し前は、余力の範囲に指令を受けた時点で、そのコマのアセスメントⅡ対象外が確定していたが $\Delta kW$ 約定量の上限／下限までは指令に追従して調整していることを確認するためのアセスメントⅡを実施する。（三次②も同様）

発電計画電力を基準として $\Delta kW$ 約定量の範囲外に上げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令値 $-\Delta kW$ 約定量の10%)以上 もしくは (発電計画 $+\Delta kW$ 約定量の90%)以上

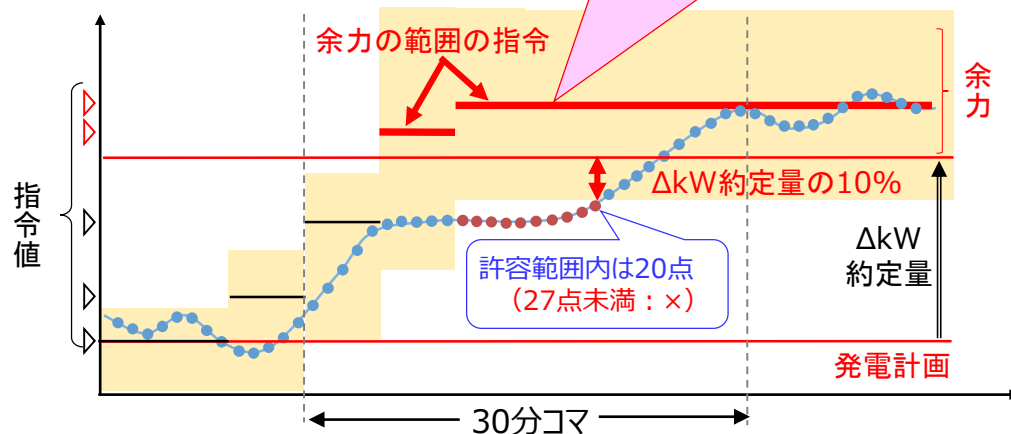
## ○アセスメントⅡ 適合の例

瞬時供出電力: ● 許容範囲: ■

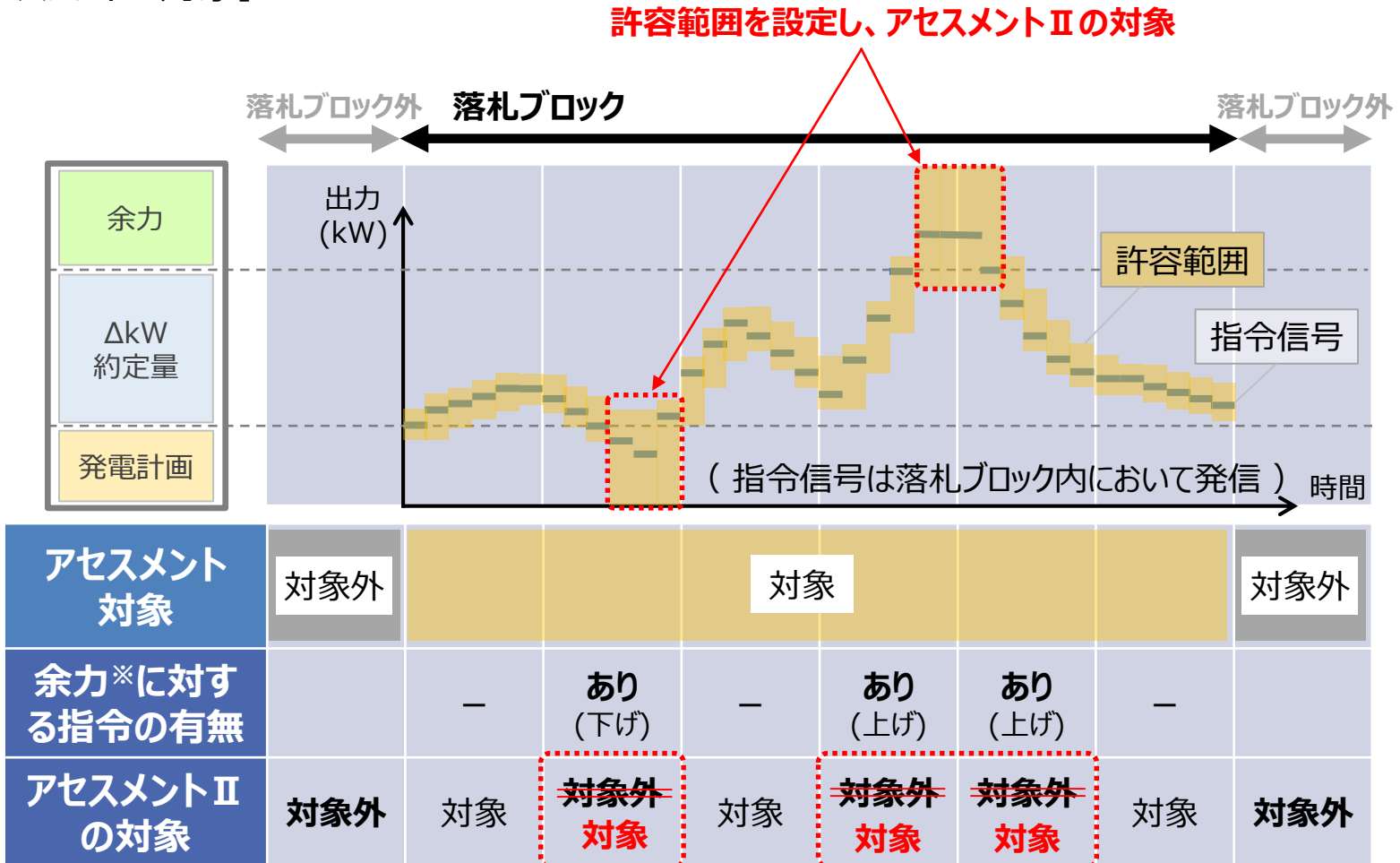


## ×アセスメントⅡ 不適合の例

余力の範囲に指令を受けたコマでも $\Delta kW$ 約定量の上限まで指令に追従していないときは、アセスメントⅡ不適合



## 【アセスメントの対象】



※電源Ⅱ契約、もしくは余力活用契約に基づく余力の活用。

○ 制度に関して国等での検討が必要な意見は2件であった。(広域的に調達した電源I-bの入札ルール等)

No	質問・確認	意見募集回答
1	2022・2023年度における三次①は週間だけでなく年間でも広域調達されるのではないかと。今回の取引規程(案)では「年間」での広域調達に関する規定がなされていない。具体的にどのように調達する予定なのか電源I-b公募との関係性を含め示してほしい。	三次①について、2022～2023年度は、電源I-bの広域的な公募調達により、年間で設備が確保される予定。実需給に向けては、 $\Delta kW$ を発動可能な状態で確保するために、週間で $\Delta kW$ を広域的に市場で取引することになる。電源I-bの広域的な公募調達方法、電源I-b調達した電源の市場への入札ルール等は、今後、検討される予定。
2	$\Delta kW$ が未約定となった電源I-bは、BG側で発電計画をしてもよいか。	電源I-bの広域的な公募調達方法、電源I-b調達した電源の市場への入札ルール等は、今後、検討される予定。

本日のまとめと今後の課題 39

- 三次①、二次②の広域調達開始時期・方法については以下の整理としてはどうか。
  - 三次①については2022年度より、現在の電源I-b相当の量を年間で広域調達し、設備を確保する。実需給断面に向けては、 $\Delta kW$ として電源等をhotな状態で確保するために、週間で $\Delta kW$ を広域的に市場で取引することによりエリア間の電源差し替えを行う。送配電が調整力として活用することを目的として年間調達により設備を確保している。このため、年間調達された三次①の機会損失はなく、年間を通じて活用されることが必要であり、この点について三次①の年間調達におけるリクワイアメントとする。なお、2024年度以降は、需給調整市場により週間で広域調達を行う。
  - 二次②については2024年度より、需給調整市場により週間で広域調達を行う。
- 必要供給予備力との関係は別途整理する。(現在、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会、容量市場の在り方等に関する検討会においてエリア間の持ち替え(必要供給予備力を各エリアで必ずしも一律に確保しないこと)について検討がなされているところ)
- 広域調達を行うことで連系線容量を確保することになるが、卸市場との関係の中で連系線容量の枠取りに対する上限を設定するかといった連系線容量の活用方法については、電力・ガス取引監視等委員会の検討などを踏まえて別途整理する。

広域運用と広域調達の関係性の整理(2/2) 22

- 現在、一般送配電事業者による広域需給調整システムの開発が積極に進められ、一部エリアで15分間隔の広域運用を本格運用していることから、15分以内の応動が求められる電源I-bを広域調達することが考えられる。
- しかし、広域調達した後に広域需給調整システム(運用)のトラブル等が発生するリスクを回避するため、当初検討内容のとおり、9社での広域運用を一定期間運用することにより、広域運用が安定的に行えることについて確認した後に、電源I-bの広域調達を実施すべきと考えられるかどうか。
- 具体的には、2021年2月以降、9社での広域運用を一定期間運用した後、2022年度向け調整力公募に向けて、電源I-bの広域調達を検討することとしてはどうか。

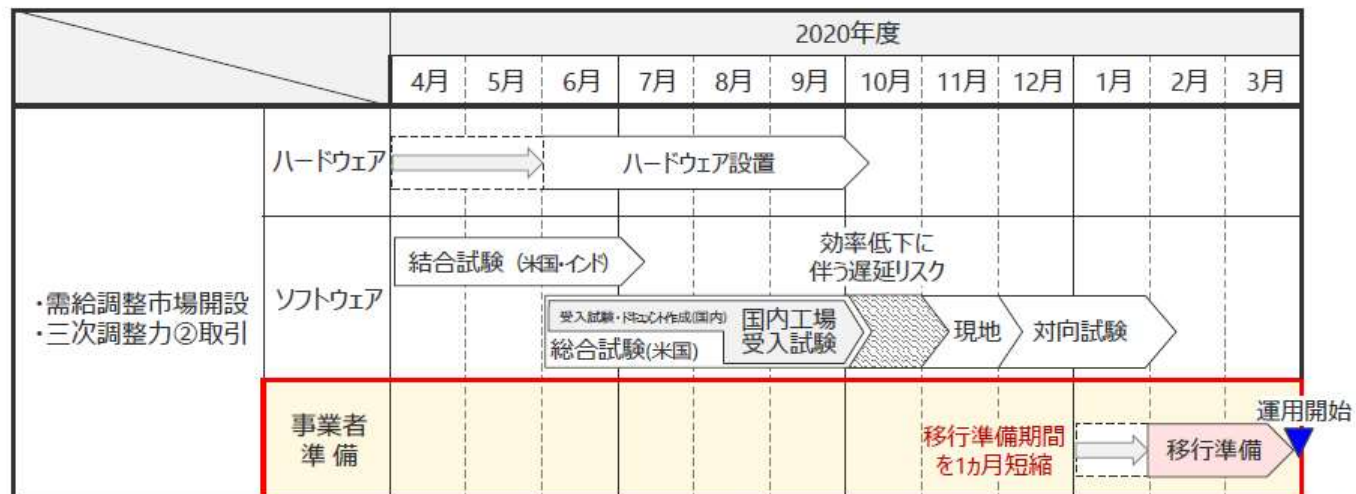
年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024～
需給調整市場			二次① 広域需給調整市場	二次① 広域需給調整市場	二次① 広域需給調整市場	二次① 広域需給調整市場
電源I-a (MW)	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場
電源I-b (MW)	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場
電源I-c (MW)	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場
電源I-d (MW)	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場
電源I-e (MW)	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場	広域需給調整市場

出所) 電力・ガス取引監視等委員会 (2020年1月26日) 資料2-1 一部改訂  
[https://www.occto.or.jp/occto/energy/yoku/kyokushin/2020/01/26/kyokushin\\_21.pdf](https://www.occto.or.jp/occto/energy/yoku/kyokushin/2020/01/26/kyokushin_21.pdf)

- 第17回需給調整市場検討小委員会（2020年6月12日）では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う作業効率の低下を受けて、需給調整市場システムの開発工程が遅延するリスクについてご報告した。
- 現時点では2021年3月31日取引開始に向けた移行準備として2月上旬から運用試験を実施できる予定。（12月10日の取引会員向け需給調整市場システム操作説明会にて説明）

## 02 | 需給調整市場システム（調達）の開発に係る課題と対応

- 需給調整市場を予定通り開設するため、当初は1月から予定した移行準備期間（データ登録や操作習熟、システムの接続試験等を予定）を1か月短縮したい。期間短縮に伴う問合せ対応等を充実させていくことを前提に市場参加者のご理解をいただきたい。
- 今後、国内での試験フェーズで更なる工程の工夫ができないか検討を進めていく一方で、国内外での感染の再拡大や、リモートでは対応に時間を要する不具合の発生等、工程が遅延するリスクも残る。
- このため、引続き国や広域機関と最新の状況を共有していくとともに、挽回策を講じても遅延リスクが顕在化した場合は、国の審議会でご開設時期変更や一部機能での運用開始等をご審議いただきたい。



※ データ作成や性能・負荷試験など一部は、6月から総合試験と並行して受入試験を実施。